

無料

ご自由にお持ちください
e-10.adcm.jp

e-10

イテン



企画・発行 ADCOM アドコマース株式会社

Vol.102
08
AUGUST 2012

元気のみなもと、夏のごちそう。

「元気のみなもと、
夏のごちそう。」

暑さに負けない!! お肉でスタミナをつけよう!
つるんと幸せ♥夏に食べたい麺
つい手を伸ばしたくなる甘い誘惑…夏のスイーツ

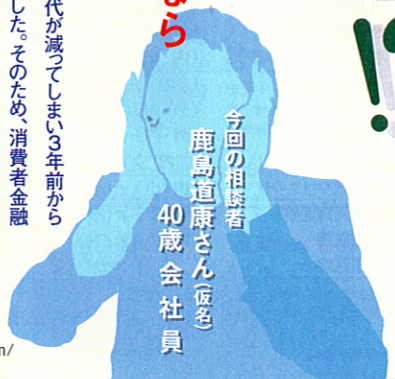
「季節はいよいよ、夏本番」

グルメ/ファッション/美容と健康

今月の豪華プレゼント

法ほうなるほど!?

子どもの将来の為に、できる事なら
わが家は、手放したくない!!



鹿島 鹿島 私は、機械部品製造会社に勤めています。不況のため残業代が減ってしまい3年前から住宅ローンを返済すると生活費が不足するようになりました。そのため、消費者金融から借入をしてしまい、借入総額は現在約600万円になってしまいました。消費者金融に対し、月約20万円の返済をしています。これ以上借入れをすることもできませんが、自己破産するしかないのでしょうか。

弁護士 鹿島 あなたは家族構成と家計の収入、住宅ローンの毎月の返済額を教えてくださいいただけますか。私は、9年前に妻と結婚し、現在7歳の息子と4歳の娘の4人で暮らしています。収入は、ここ2年間ほとんど変わりなく、手取りで約30万円です。住宅ローンの返済は月10万円です。来月からは妻がパートで働く予定であり、月5万円程度収入が増える見込みです。わかりました。ところで自宅はいこう建て、住宅ローンはどのくらい残っていますか。自宅を建てたのは、9年前。ローンは後21年です。私としては、子どもの為に自宅を残してあげたいのですが、自己破産すると自宅も手放さなければなりませんよね。

弁護士 鹿島 お話のとおり自己破産する場合には、自宅を処分する事になります。しかし、鹿島さんの場合、**家計収入が毎月一定額見込まれる時には、個人再生手続きを利用できる可能性**があり、この手続きが利用できれば債務額600万円を120万円程度に減らし、原則3年の分割返済にできる可能性があります。そして**個人再生手続きでは住宅資金特別条項を利用すれば、住宅ローンについては今までどおり払い続けることができ、担保権の実行も阻止**できるので自宅を手放さなくても大丈夫です。本当ですか!! では、直ぐにでも手続きをしなければ...
弁護士 鹿島 そうですね。但し、自宅に住宅ローンの抵当権以外の担保がついている等の場合は、この制度は利用できませんので注意が必要です。

「法ほうなるほど!?」法律相談者募集!!

本コーナーでは、よりあけてほしい相談、お悩みを募集します。日々の生活の中で今あなたが抱えている問題を、豊富な知識と地域の事情も分かる地元弁護士さんに相談してみませんか? 法律事務所まで今までに解決してきた事例も明らかに、ケースとして紹介させていただきます。

性別年齢ご相談内容を記入の上、下記イーメール編集室の宛先まで封書又はメールにてお送りください。

※宛先「法ほうなるほど!?」法ほうなるほど!?法律相談希望」と明記ください。※採用させていただいた質問と相談について、個別に回答することはできませんのでご了承ください。※採用の連絡はいたしません。※特筆される地名や場所、個人名、団体名などは伏せ、ケースとして紹介させていただきますのでご了承ください。※掲載の目的以外には使用いたしません。



宛 送り先住所 ▶ 〒399-4431長野県伊那市西春近3010-1
アド・コマーシャル株式会社 e-10編集室
先 メールアドレス ▶ info@e-10.adcm.jp

取材協力・原稿監修
弁護士法人 齋藤法律事務所
駒ヶ根事務所 / 駒ヶ根市上穂南9番3号
TEL 0265-98-7171 HP <http://www.saito-houritsu.com/>

※今回ご紹介したケースは、実際に弁護士さんに相談のあった話を題材として作られた物で、特定の個人や団体を示したものではありません。